

令和6年度～令和8年度の介護保険料

所得段階	住民税課税状況		本人の収入金額・所得 等	保険料
	本人	世帯		
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 または 課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下	21,000円
第2段階			課税年金収入額＋合計所得金額が 80.9万円超 120万円以下	35,700円
第3段階			課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	50,500円
第4段階		課税	課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下	66,400円
第5段階 (基準)			課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円超	73,800円
第6段階	課税	—	合計所得金額が120万円未満	88,500円
第7段階			合計所得金額が120万円以上 210万円未満	95,900円
第8段階			合計所得金額が210万円以上 320万円未満	110,700円
第9段階			合計所得金額が320万円以上 420万円未満	125,400円
第10段階			合計所得金額が420万円以上 520万円未満	140,200円
第11段階			合計所得金額が520万円以上 620万円未満	154,900円
第12段階			合計所得金額が620万円以上 720万円未満	169,700円
第13段階			合計所得金額が720万円以上	177,100円

介護保険法施行令の改正に伴い、令和7年度から所得段階1・2・4・5段階の「本人の収入金額・所得 等」の80万円が80.9万円に変更になりました。